

令和3年7月20日

林弘法律事務所
弁護士 山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111(内線2036))

行政文書開示請求について（求補正）

標記について、下記のとおり補正を求めるので、令和3年8月3日（火）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和3年7月2日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和3年7月5日（月）

3 請求する行政文書の名称等

① 被疑者補償規程の運用について（昭和32年4月12日付の法務省刑事局長依命通達）（最新版）

② 平成23年以降の被疑者補償規程の運用状況を取りまとめた文書

4 行政文書の保有状況について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、上記3のとおり記載されたことについて、以下のとおり情報提供いたします。

（1）上記3①について

あなたの請求の趣旨に該当すると思われるものとして、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

① 昭和32年4月12日付け刑事第6408号刑事局長通達「被疑者補償規程の運用について」（令和元年6月28日最終改正）

（2）上記3②について

あなたの請求の趣旨に該当すると思われるものとして、法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

② 被疑者補償事件（心神喪失）立件・結果報告（平成25年分）

③ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成26年1月から同年3月分）（全国集計）

- ④ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成26年4月から同年6月分）（全国集計）
- ⑤ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成26年7月から同年9月分）（全国集計）
- ⑥ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成26年10月から同年12月分）（全国集計）
- ⑦ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成27年1月から同年3月分）（全国集計）
- ⑧ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成27年4月から同年6月分）（全国集計）
- ⑨ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成27年7月から同年9月分）（全国集計）
- ⑩ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成27年10月から同年12月分）（全国集計）
- ⑪ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成28年1月から同年3月分）（全国集計）
- ⑫ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成28年4月から同年6月分）（全国集計）
- ⑬ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成28年7月から同年9月分）（全国集計）
- ⑭ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成28年10月から同年12月分）（全国集計）
- ⑮ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成29年1月から同年3月分）（全国集計）
- ⑯ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成29年4月から同年6月分）（全国集計）
- ⑰ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成29年7月から同年9月分）（全国集計）
- ⑱ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成29年10月から同年12月分）（全国集計）
- ⑲ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成30年1月から同年3月分）（全国集計）
- ⑳ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成30年4月から同年6月分）（全国集計）
- ㉑ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成30年7月から同年9月分）（全国集計）
- ㉒ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表（平成30年10月

から同年12月分) (全国集計)

- ㉙ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表 (平成31年1月から同年3月分) (全国集計)
- ㉚ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表 (平成31年4月から令和元年6月分) (全国集計)
- ㉛ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表 (令和元年7月から同年9月分) (全国集計)
- ㉜ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表 (令和元年10月から同年12月分) (全国集計)
- ㉝ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表 (令和2年1月から同年3月分) (全国集計)
- ㉞ 補償をする裁定をした被疑者補償事件統計表 (令和2年分) (全国集計)
- ㉟ 補償の全部をしない裁定をした被疑者補償事件統計表 (令和2年分) (全国集計)
- ㉢ 被疑者補償事件一覧 (平成7年～令和2年)

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について（補正を求める事項）

上記4に記載する行政文書全ての開示を請求される場合、開示請求件数は11件（上記4①で1件、同②で1件、同③ないし⑥で1件、同⑦ないし⑩で1件、同⑪ないし⑭で1件、同⑮ないし⑯で1件、同⑯ないし⑰で1件、同⑳ないし㉓で1件、同㉔で1件、同㉕及び㉖で1件、同㉗で1件）、開示請求手数料は3,300円となります。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、開示請求件数に応じて必要となる開示請求手数料を収入印紙により納付願います。